

## 消防職員の懲戒処分等について

このたび、当組合の消防職員が、部下に対して業務の適正な範囲を逸脱したパワーハラスメントに該当する行為の事実が判明しました。

ハラスメントは、個人の尊厳や人格を侵害する決して許されない行為であり、地域の安心と安全を守るべき消防職員が起こしたことは誠に遺憾であり、組合に対する皆様の信頼を大きく損なう事態となりましたことを心からお詫び申し上げます。

今後は、このようなことが二度と起こらないよう、職員一人ひとりが厳粛に受け止め、良好な職場環境の構築に向けたハラスメント防止策に積極的に取り組み、職場環境を保持するための管理、監督の徹底を図るとともに、消防行政の信頼回復に努めてまいります。

令和3年10月1日

鹿行広域事務組合消防長事務取扱 原 浩 道

### 1 被処分者

銚田消防署 消防司令 50歳代管理職 男性

### 2 処分内容

- (1) 停職 2月間
- (2) 降任（管理職を解く）

### 3 事案の概要

部下に対する侮辱的な発言や暴言など、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により精神的苦痛を与え、就業環境を害したものである。

### 4 処分年月日

令和3年10月1日

### 5 管理監督者の処分

消防本部長兼総務課長	口頭による厳重注意
銚田消防署長	文書による厳重注意